

投票は7時から8時まで

ポスター掲示は 一投票区三カ所の公営揭示場

今回の選挙においては「衆議院議員選挙に関する臨時特例法」による、投票時間の延長、連呼行為の緩和、街頭演説の場所の拡大、ポスター掲示の制限、新聞放送の経歴放送の規制、確認団体の選挙当日の政治活動の規制、

このため本市では公営ポスター掲示場を三カ所所設けました。街頭演説の場所の確保についても、このたびは必要がなくなりませんでした。

新聞放送の経歴放送(おおむねラジオによる経歴放送)もおおむね十回(のほかに、あらたにテレビジョン放送による経歴放送をおおむね三回行なうことになりました)になりました。

街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちゅうちんおよび看板の類は一切使用できなくなりました。

連呼行為の緩和
運行中または停止中の選挙運動用自動車または船舶の上においてする連呼行為が午前九時から午後五時までの間に限り認められました。連呼行為をする者は、病院等以外には、掲示できなくなりました。

選挙運動用ポスターの掲示制限
選挙運動用ポスターは公営ポスター掲示場(一掲示場ごとに一枚)以外には、掲示できなくなりました。

個人演説会場の公営立札
このように方は不在者投票を

個人演説会場に市町村の選挙管理委員会が掲示する公営立札が一枚から一枚になりました。

街頭演説の場所の確保の除外
従来市町村の選挙管理委員会が街頭演説の場所を確保していましたが、このたびは必要がなくなりませんでした。

確認団体の選挙当日の政治活動の規制
政党その他の政治団体で確認団体となったものでも選挙の期日の公示の日から選挙期日の前日まででなければ、その政治活動ができません。

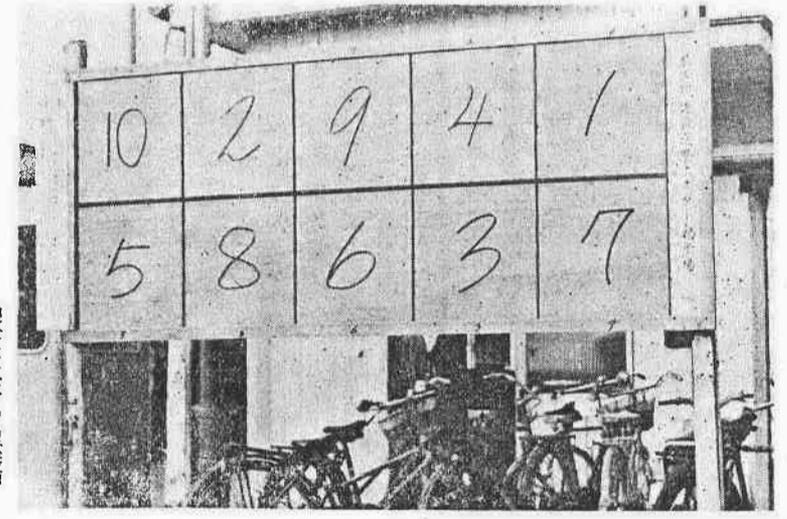
不在者投票を
選挙人が川越市の区域外において職務または業務に従事中等である者。

選挙人がやむを得ない用務または事故のため川越市の区域外に旅行中または滞在中の者。

選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、産後等のため旅行が著しく困難な者および監獄、少年院、婦人補導院に収容中の者。

選挙人が県議会議員の選挙区の区域外の住所に居住中である者以上で不在者投票は病気の理由があっても自宅では投票できません。

不在者投票をする場合は正当な理由を証明する必要がある。不在者投票権者が出した証明書が必要。



【写真は公営の掲示板】

選挙のお問い合わせ
選挙のことは、おわかりにならない点は、選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

投票区および投票所一覽

投票区	投票所	区	城
1	喜多町、元町一丁目、元町二丁目、末広町一丁目、末広町二丁目、地区整理前の石原町	喜多町	元町
2	郭町一丁目、松江町一丁目、三久保町、久保町、杉下町、小仙波町一丁目	郭町	松江町
3	宮下町一丁目、宮下町二丁目、志多町、宮下町(未整理地区)、地区整理前の神前町、地区整理前の宮元町	宮下町	志多町
4	郭町一丁目、大手町、幸町、末広町一丁目、仲町	郭町	大手町
5	中原町一丁目、中原町二丁目、連雀町	中原町	連雀町
6	新宮町一丁目、新宮町二丁目、松江町一丁目、通町	新宮町	松江町
7	仙波町一丁目、仙波町二丁目、仙波町三丁目、仙波町四丁目、富士見町、仙波町(未整理地区)、南通町	仙波町	富士見町
8	小仙波町一丁目、小仙波町二丁目、小仙波町三丁目、小仙波町四丁目、小仙波町五丁目、小仙波町(未整理地区)、西小仙波町一丁目、西小仙波町二丁目	小仙波町	西小仙波町
9	喜志町、新宿町	喜志町	新宿町
10	臨田町(西武線を境とした東南区域)、菅原町	臨田町	菅原町
11	六軒町一丁目、六軒町二丁目、三光町、月吉町	六軒町	三光町
12	小室町、今成町、小ヶ谷町	小室町	今成町
13	臨田町(西武線を境とした西北区域)、田町、野田町	臨田町	野田町
14	菅間(上菅間)、谷中、北田島、伊佐沼、鴨田(中内路、山田、大下)	菅間	谷中
15	菅間(下に含まれる区域を除く)、石田本郷、鹿嶋、上老袋、鴨田(下に含まれる区域を除く)、中老袋	菅間	石田本郷
16	古谷上(下に含まれる区域を除く)、古谷本郷、下老袋、東本宿	古谷上	古谷本郷
17	古谷上(下に含まれる区域を除く)、古谷本郷、下老袋、東本宿	古谷上	古谷本郷
18	久下戸(宮本、飯塚、前山)、古市場、波井	久下戸	古市場
19	南田島、牛子、木野目、並木、今泉、久下戸(上)	南田島	牛子
20	藤間、砂新田、下新河岸(武蔵野)	藤間	砂新田
21	寺尾、上新河岸、下新河岸(下に含まれる区域を除く)、砂新河岸	寺尾	上新河岸
22	下赤坂、中福、上松原、下松原、今福、砂久保	下赤坂	中福
23	農田本、池辺、豊田新田	農田本	池辺
24	南大塚、大塚新田	南大塚	大塚新田
25	大袋新田、大袋、山城、鎌倉、増形	大袋新田	大袋
26	上寺山、寺山、福田、山田、府川、石田	上寺山	寺山
27	鯉井、上戸、吉田、鯉井新田	鯉井	上戸
28	天沼新田、小堤、下広谷、竹野	天沼新田	小堤
29	下小坂、平塚、平塚新田	下小坂	平塚
30	的場(上)、安比奈新田、笠幡(大町、芳地町、山内)	的場	安比奈新田
31	的場(中、下、火止品)	的場	火止品
32	笠幡(新町、本町、協栄、西部、上野、倉ヶ谷戸)	笠幡	新町

暴力追放のために

暴力的不良行為防止条例決る

この条例で禁止されている行為をあげますとつききのとおりです。

粗暴行為
公園や広場、駅や乗り物の中など、通行人や乗客になにかいかりをよぶ行為をいふこと、またおそろしげな物など、大勢の人の集まるような、大声で叫ぶ行為、人を押しのけたり、

たかり
みず知らずの人につきまとい、立ちふさがったりして「電

景品買い
これは主として、パチンコやス

客引き
客を誘う行為、

入場券
投票所入場券は、投票当日に

投票所の入口
投票所には自分の入る町名の立札

投票の秘密
選挙で誰れに投票したかは、開票

点字投票

盲人が投票しようとするときは、その旨を投票所で係員に申し出て受けられます。

代理投票

自分で候補者の氏名を書けない文盲及び身体上の故障により自分で書けない者は、投票管理者に申し出て代理者に書いて貰って投票することができます。

立会演説会のお知らせ

衆議院議員総選挙の立会演説会

は次のとおり開催されます。

十一月十七日(日曜日)午後七時から東立川越女子高等学校校舎

十一月十九日(火曜日)午後七時から東立川越高等学校校舎

十一月十九日(火曜日)午後七時から東立川越高等学校校舎

十一月十九日(火曜日)午後七時から東立川越高等学校校舎

十一月十九日(火曜日)午後七時から東立川越高等学校校舎

十一月十九日(火曜日)午後七時から東立川越高等学校校舎

